

第6 産業廃棄物

1 概要

平成11年4月1日の中核市移行に伴い産業廃棄物処理関係事務が県から高松市に移譲され、産業廃棄物の処理業と処理施設の許可等のほか、排出事業者に対する排出削減の働きかけ、排出事業者と処理業者に対する適正処理の指導、不法投棄の防止を図るなど、産業廃棄物の適正処理を促進している。

2 高松市産業廃棄物審議会

産業廃棄物の処理施設の設置に係る紛争が生じ、市長があっせんの依頼を受け、生活環境の保全のため必要と認めるときのあっせんを行う場合及び産業廃棄物処理施設の設置許可をする場合に専門的知識を有する者として調査審議するため、高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第8条の規定に基づき平成11年5月1日に高松市産業廃棄物審議会を設置した。

3 産業廃棄物処理業の許可状況

(1) 市内の産業廃棄物収集運搬業

(平成28年3月31日現在)

収 集 運 搬 業 の 種 類	業 者 数
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	147
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	13
合 計	160

(2) 市内の産業廃棄物処分業

(平成28年3月31日現在)

処 分 業 の 種 類	業 者 数
産 業 廃 棄 物 処 分 業	48
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業	3
合 計	51

4 産業廃棄物処理施設の設置状況

(1) 市内の産業廃棄物処理施設

(平成28年3月31日現在)

施 設	の 種 類	許 可 等 施 設 数
中 間 処 理 施 設	汚 泥 の 脱 水 施 設	14
	汚 泥 の 焼 却 施 設	1
	廃プラスチック類の焼却施設	3
	その他の産業廃棄物の焼却施設	3
	破 碎 施 設	27
最 終 処 分 場	安 定 型 最 終 処 分 場	1
	管 理 型 最 終 処 分 場	1
合 計		50

※1 最終処分場数は埋立処分中のもの。

5 産業廃棄物処理業・処理施設設置等許可申請手数料

(1) 産業廃棄物収集運搬業の許可

- ・新規許可 1 件につき 81,000円
- ・更新許可 1 件につき 73,000円
- ・事業の範囲の変更許可 1 件につき 71,000円

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可

- ・新規許可 1 件につき 81,000円
- ・更新許可 1 件につき 74,000円
- ・事業の範囲の変更許可 1 件につき 72,000円

(3) 産業廃棄物処分業の許可

- ・新規許可 1 件につき 100,000円
- ・更新許可 1 件につき 94,000円
- ・事業の範囲の変更許可 1 件につき 92,000円

(4) 特別管理産業廃棄物処分業の許可

- ・新規許可 1 件につき 100,000円
- ・更新許可 1 件につき 95,000円
- ・事業の範囲の変更許可 1 件につき 95,000円

(5) 産業廃棄物処理施設の設置の許可

- ・縦覧等を要するもの 1 件につき 140,000円
- ・上記以外のもの 1 件につき 120,000円

(6) 産業廃棄物処理施設の許可に係る事項の変更の許可

- ・縦覧等を要するもの 1 件につき 130,000円
- ・上記以外のもの 1 件につき 110,000円

(7) 産業廃棄物処理施設の承継

- ・譲受け、借受け許可 1 件につき 68,000円
- ・法人の合併、分割認可 1 件につき 68,000円

(8) 熱回収施設設置者の認定

- ・新規認定 1 件につき 33,000円
- ・更新認定 1 件につき 20,000円